

確定申告の時期が近づいてきました

記帳・帳簿等の保存に 万全を期しましょう!



2024年分の所得税および復興特別所得税の確定申告期間は、**2025年2月17日(月)～3月17日(月)まで**です。

個人の白色申告の方で事業所得を生ずべき業務を行うすべての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要となっています。

(所得税および復興特別所得税の申告が必要ない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。)

今一度、2024年分の申告に備えて確認するとともに、引き続き記帳・帳簿等の保存にしっかりと取り組みましょう。

なお、記帳・帳簿等の保存制度や記帳内容の詳細等は、国税庁ホームページをご覧ください。

詳細な内容やご質問等につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせください。

国税庁ホームページ

⇒<https://www.nta.go.jp/>

